

R 4 城西高等学校 トイレ洋式化改修工事

図 面 目 録		
No	図 面 名 称	縮 尺
W-00	表紙	NON
W-01	管工事仕様書（1）	NON
W-02	管工事仕様書（2）	NON
W-03	器具表 和洋リモデル工法要領参考図	NON
W-04	全体配置図・附近見取図（城西高等学校）	1/1000
W-05	普通教室棟 1～3階平面図（城西高等学校）	1/400
W-06	特別教室棟 1～3階平面図（城西高等学校）	1/400
W-07	総合学科棟 1～3階平面図（城西高等学校）	1/400
W-08	普通教室棟 1～3階便所詳細図（城西高等学校）	1/50
W-09	特別教室棟 1～2階便所詳細図（城西高等学校）	1/50
W-10	特別教室棟 3階便所詳細図（城西高等学校）	1/50
W-11	総合学科棟 1～3階便所詳細図（城西高等学校）	1/50
W-12	ブース工事（城西高等学校）	1/50

課 長	副 課 長	課長補佐	係 長	係 長	課 員	担 当

- 25. 受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は貨物自動車から卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。
- 26. 受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。
- 27. 受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当を、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。
- 28. 受注者は、輸送経路等において、上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの荷台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。
- 29. 受注者はトラック（クレーン装置付）を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置（ブームの格納忘れを防止（警報）する装置、ブームの高さを制限する装置等）付の車両を原則使用しなければならない。なお、使用できない場合は事前に監督員と協議を行うこと。
- 30. 受注者は、高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業毎日に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。
- 31. 受注者は、休日・夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出しなければならない。
- 32. 受注者は、工事期間中安全監視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」（自由様式）の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。
- 33. 上下作業や直下階の施設を利用しながらの直上階（天井）のスラブはつり工事は、原則禁止とする。やむを得ず行う場合は、飛来落下の危険を生じるおそれがあるため、適切な防護措置を講じ安全確保を図り、施工を得ず行う場合は、飛来落下の危険を生じるおそれがあるため、適切な防護措置を講じ安全確保を図り、施工手順について監督員の承諾を得たうえで、指定された時間に行うこと。
- 34. 本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（国土交通省告示 平成13年4月9日改正）」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等、同規程に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議する。ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。
- 35. 本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3.10.8 建設省総機発第249号 最終改正 平成14.4.1 国総発第225号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。
- 36. 耐震施工
 - 「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説（平成8年版）（建設大臣官房官庁管轄部監修）」によることとし、施工は「建築設備耐震設計・施工指針（2014年版）（国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修）」による。
 - (1) 本工事の建物分類は（特定の施設・一般の施設）であり、地域係数は（1.0）・0.9とする。
 - (2) 設計用水平地震力は、機器の質量（自由表面を有する水槽その他の貯槽にあっては有効質量）に、地域係数及び設計用標準水平震度を乗じたものとする。なお、特記なき場合の設計用水平震度は次による。

設計用標準水平震度		特定の施設		一般の施設	
設置場所	機器種別	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階、 屋上及び塔屋	機器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
	水槽類	2.0	1.5	1.5	1.0
中層階	機器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6
1階及び地下階	機器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6

(注) 上層階の定義は次のとおりとする。
 2～6階の場合は最上階、7～9階の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階

- 重要機器（ ・ 防災機器 ・ 火気を使用する機器 ・ タンク類 ・ ）
- (3) 設計用鉛直地震力は、設計水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。
- (4) 質量100kg以下の軽質な機器（標仕の適用を受けるものは除く）の取付については、機器製造者の指定する方法で確実に取付けを行うものとし、特に計算を行わなくともよい。
- 37. 各種荷重計算
 - 対象機材（ ・ 屋上、塔屋等に設置する機器 ・ ）
- 38. 強度計算
 - 対象機材（ ・ 配管及びダクト支持材 ・ 煙道支持材 ・ ）
- 39. 土工事の残土処分
 - （ ・ 構外に搬出し適切に処理 土壌検査を本工事で（ ・ 行う（ 箇所） ・ 行わない） ・ 構内敷きならし ・ 構内の指示場所に集積 ）
 - なお、民間の残土処分場等へ搬出する場合は「徳島県生活環境保全条例」によること。
- 40. コンクリート工事
 - 受水槽基礎（ ・ 強度試験（ ・ 第三者機関 ・ JIS工場 ） ・ 構造体強度補正值(S)による補正 ・ 調査表提出 ・ アルカリ骨材反応抑制対策確認 ・ 鉄筋材料の規格品証明書提出 ）
 - ※強度試験の立会いについて、試験を第三者機関で行う場合は、現場代理人又は主任（監理）技術者が、JIS工場の場合は、立ち会い者を定め監督員の承認を受け、行うものとする。
- 41. 揮発性有機化合物を使用した材料の使用制限
 - (1) 塗料は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
 - (2) 保温材は、ホルムアルデヒド及びステレンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
 - (3) 接着剤は、フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
- 42. 設計変更箇所確認（設計事務所による工事監理がある場合に適用）
 - 工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること
 - 工事しゅん工前に全ての設計変更箇所について、監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること

- 43. 次表により中間検査の対象工事となった場合は、原則として次表の実施回数以上の中間検査を実施するものとする。ただし、工事検査員が認める場合は、一般入札工事に限り、これによらないことができる。
- | 当初請負対象額 | 一般入札工事 | 低入札工事 |
|--------------|--------|-------|
| 3千万円未満 | － | 1回 |
| 3千万円以上5千万円未満 | － | 2回 |
| 5千万円以上1億円未満 | 1回 | 2回 |
| 1億円以上 | 2回 | 3回 |
- (注) ・低入札工事とは、低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事をいう。
 一般入札工事とは、低入札工事以外の工事をいう。
 ・中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、契約締結後速やかに監督員と協議すること。
 ・中間検査が部分払検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することが出来る。

44. 工事に影響のある範囲内の重要備品等（有 ・ ~~無~~）

備品等名称	保管場所	注意事項

- 45. 仮設トイレの洋式化
 - 受注者は仮設トイレを設置する場合、次のとおりとしなければならない。
 - ただし、特段の理由がある場合はこの限りではない。
 - ・当初請負対象金額（設計金額）5千万円未満の工事
 - 原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合、設置する仮設トイレは、「女性専用トイレ（快適トイレ）」とする。
 - ・当初請負対象金額（設計金額）5千万円以上の工事
 - 原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。
- 受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。なお、洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化したトイレのこと。快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。
- 46. デジタル工事写真の小黒板情報電子化
 - 受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事（以下、「対象工事」という）とすることができる。
 - 対象工事は、徳島県CALS/Eホームページ掲載の「デジタル工事写真の小黒板情報電子化の運用について（県土整備部）」に記載された全ての内容を適用することとする。

- VII. 特記仕様2（特記事項）
 1. 配管の吊り及び支持は、「標仕」及び「標準図」に従い行う。（標仕 <2>2.6.1、<2>2.6.3）
 2. 床下土中埋設配管についても吊り又は支持を行い、管の保護のため山砂の類にて管の周囲を埋め戻した後、掘削土の良質土で埋め戻す。
 3. 管（排水管を除く）を屋外土中埋設する場合は管の保護のため山砂の類にて管の周囲を埋め戻した後、掘削土の良質土で埋め戻し、地中埋設表示（表示テープ及び埋設標）を行う。（標仕 <2>2.7.1、監理指針 <2>2.7.1）
 4. 排水管を屋外土中埋設する場合は、「標仕」の当該事項に従い根切り底には再生クラッシャーランを遣り方にならない敷き込み、突き固めた後、管をなじみ良く布設する。埋め戻しは、山砂の類で管の周囲を埋め戻し十分充てんした後、掘削土の良質土で所定の埋め戻しを行う。（標仕 <2>2.7.1、監理指針 <2>2.7.1）
 5. 給湯管のコンクリート及びコンクリートブロック埋設部は被覆銅管を、床下土中埋設部は保温付被覆銅管をそれぞれ使用する。
 6. ガス管のコンクリート及びコンクリートブロック埋設部、床下土中埋設部は、合成樹脂被覆銅管を使用する。
 7. スリーブ材料については、（標仕 <2>2.2.27、監理指針 <2>2.2.27）による。貫通部の処理については、（標仕 <2>2.8.1、標準図 施工1、監理指針 <2>2.8.1）による。なお、紙製仮枠を用いる場合は、変形防止の措置を講じる。
 8. 液化石油ガス設備は、液化石油ガス設備士により気密試験を行い試験成績書を提出する。
 9. 弁類で、公営水道に直結する配管に使用するものは JIS-10Kとし、高置水槽以降の配管に使用するものはJIS-5Kとする。ただし、特記部分は JIS-10Kとする。
 10. 保温工事種別について、給水管、排水管及び給湯管は、原則グラスウール保温材とする。給水管の床下、暗渠内及び屋外露出部分は、ポリスチレンフォーム保温材とする。ただし、耐火二層管は保温を行わない。
 11. 消火管の屋外露出部分については、ポリスチレンフォーム保温材により保温を行う。
 12. 給水用配管で、ポンプ廻りの防振継手、フレキシブルジョイント及び弁は保温を行わない。
 13. ポンプ及び屋外設置機器のアンカーボルト、ナットはステンレス製（SUS304）又は溶融亜鉛めっき製（HDZ35以上）とし、屋外及びビット内の配管、ダクトに使用する支持金物等についても同様とする。
 14. あと施工アンカーボルトの選定については、次による。
 - (1) 機器類の固定には、金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーを使用し、次の機器については、施工後確認試験を行う。（ ・ 受水槽 ・ 高架水槽 ・ 給水ポンプ装置 ・ ）
 - (2) 配管の吊り及び支持材の固定には、その自重に十分耐えうるアンカーを使用する。なお、耐震支持に使用する躯体取付用のアンカーは金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーとする。
 - (3) 屋外に使用するものはステンレス製（SUS304）又は溶融亜鉛めっき製（HDZ35以上）とする。
 15. 次に指定する部分の露出する配管、ダクト、支持金物、架台等のうち亜鉛めっき面及び合成樹脂面の塗装は行わない。（ ・ ダクトスペース、パイプシャフト内 ・ ）
 - 屋内、屋外及びビット内の支持金物等のうち、ステンレス製（SUS304）又は溶融亜鉛めっき製のものは、原則塗装を行わない。硬質塩化ビニル管にカラーパイプを使用する場合は、監督員との協議により塗装を省略することが出来る。
 - 次の部分の露出する電線管、支持金物、架台等は塗装を行う。（ ・ 一般居室、廊下等 ・ ）
 16. 水圧試験、満水試験、気密試験等は、配管途中若しくは隠ぺい、埋め戻し前又は配管完了後の塗装又は保温施工前に行う。（標仕 <2>2.9.1）
 17. 衛生器具をコンクリート又はれんが壁に取り付ける場合は、エキスパンションボルト又は樹脂製プラグを使用し、木れんがの場合は、防腐剤を塗布したものを壁体に埋込む。（標仕 <5>2.1.1）
 18. 衛生器具をコンクリートブロック壁面に取り付ける場合は、補強のため取付部分のブロック内の空洞部分をモルタル等で埋める。また、間仕切り壁等の場合は、壁内に補強材を取り付ける。（監理指針 <5>2.1.1）
 19. 洗面器類の排水トラップと銅管又は塩ビ管との接続は、専用アダプターによる。
 20. 機器には名称及び記号を、配管及びダクトには、識別表示・用途・流れ方向を記入する。（標仕 <1>1.7.4）
 - なお、屋外及び水気のある場所（弁室内等を含む）での機器の名称・配管識別表示等については、塗装書き又は耐候性を有するカッティングシートとし、バルブの状態表示を示す表示札等については、合成樹脂製又はアクリル製で文字等がシルク印刷又はエッチング加工されたものとする。
 21. 機材の検査に伴う試験については、標仕 <1>1.4.6により行う。製造者において試験方法を定めている項目については、試験要領書を提出する。

- 22. ユニット形浄化槽の製作に際しては「製品検査要領」を提出した後、製品検査を実施する。現地据付に際しては「据付検査要領」を提出する。
- 23. ユニット型浄化槽は国土交通大臣の型式認定品とし、製造者標準仕様品とする。「本体構造等」（標仕 <8>3.1.1）で準用する現場施工型浄化槽の機材の仕様については参考とする。
- 24. 浄化槽の蓋（枠を含む）は、溶融亜鉛めっき仕上げの鋼板製若しくは溶融亜鉛めっき仕上げの鋳鉄製とし、固定が確実で、十分な防臭性能及び耐候性を有すること。
- 25. 試運転調整にあたっては、（監理指針 参考資料 資料2 試運転調整法 2.1、2.2）を参考とする。低圧屋内配線、弱電流電線については絶縁抵抗測定を行う。

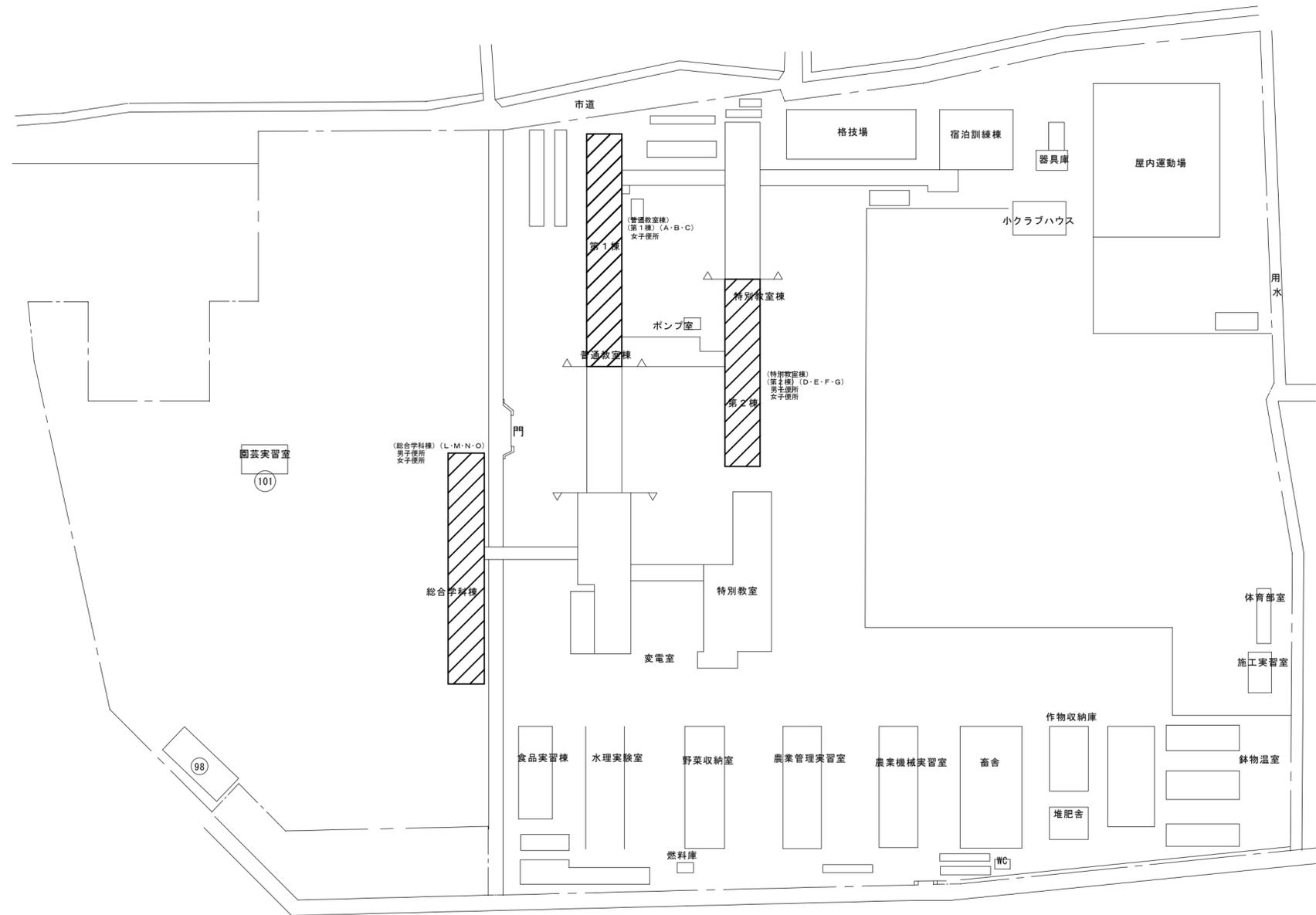
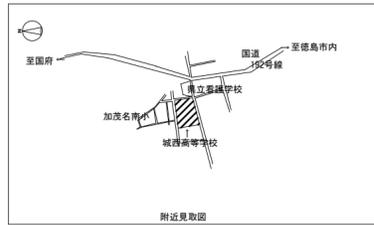
VIII. 使用材料(管材)

用 途	名 称	番 号	備 考
給 水	水道用耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6742	H1VP
〃	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWMA K 116	SGP-VA（管端防食継手）
〃（地中埋設部）	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWMA K 116	SGP-VD（管端防食継手）
〃	水道用ポリエチレン二層管	JIS K 6762	①W又は②W
〃	水道配水用ポリエチレン管	JWMA K 144	EF継手
排水・通気	硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6741	VP
〃	排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管	WSP 042	DVLP
〃	耐火二層管（内管VP）		
排 水（衛生器具接続部）	硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6741	VP
〃（屋外）			
〃	下水道用リサイクル三層硬質塩化ビニル管	AS 62	RS-VU
給 湯	鋼管（Mタイプ）	JIS H 3300	
〃	水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWMA K 140	SGP-HVA（管端防食継手）
〃（地中埋設部）	保温付被覆銅管	原管	
〃（コンクリート埋設部）	被覆銅管	JIS H 3300	
消 火	配管用炭素鋼管（白）	JIS G 3452	SGP
〃（地中埋設部）	消火用硬質塩化ビニル外面被覆銅管	WSP 041	SGP-VS
ガ ス	配管用炭素鋼管（白）	JIS G 3452	SGP
〃（地中埋設部）	硬質塩化ビニル外面被覆銅管（黒）		
	ガス用ポリエチレン管	JIS K 6774	
油	配管用炭素鋼管（黒）	JIS G 3452	SGP

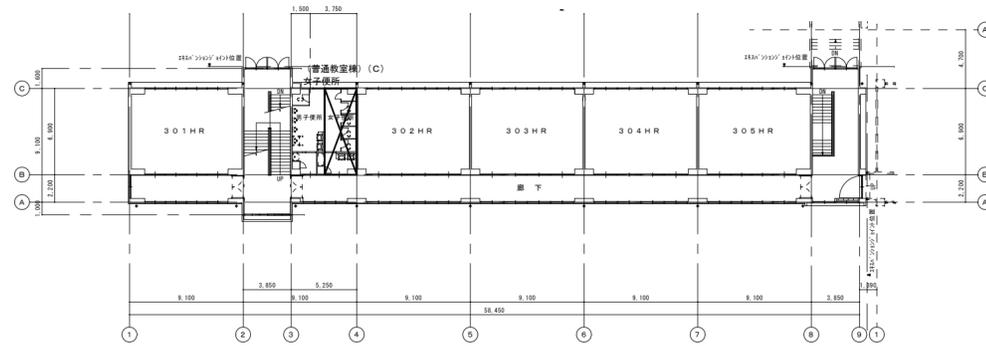
- IX. 機材等
 1. 本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能を有するもの、又は同等のものとする。ただし、同等のものを使用する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受ける。
 2. 下表に示す材料・機材等の製造業者等は次の(1)から(3)の事項を満たすものとし、証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたものを示す書面を提出して監督員の承諾を受ける。
 - (1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。
 - (2) 法令等で定めがある場合は、その許可、認可、認定又は免許を取得していること。
 - (3) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。

品 目	機 材 名 ・ 注 記
ボイラー	鋼製簡易ボイラー、鋳鉄製ボイラー、鋼製小型ボイラー、鋼製ボイラー
温水発生機	真空式温水発生機（鋼製・鋳鉄製）、無圧式温水発生機（鋼製・鋳鉄製）
ポンプ類	横形遠心ポンプ、立形遠心ポンプ、水中モーターポンプ（汚水用、雑排水用、汚物用）
タンク	FRP製パネルタンク、ステンレス鋼板製パネルタンク（溶接組立形、ボルト組立形）
	密閉形隔膜式膨脹タンク（給湯用）
消火装置	スプリンクラー消火システム、不活性ガス消火システム、泡消火システム
鋳鉄製ふた	マンホールふた、弁樹ふた

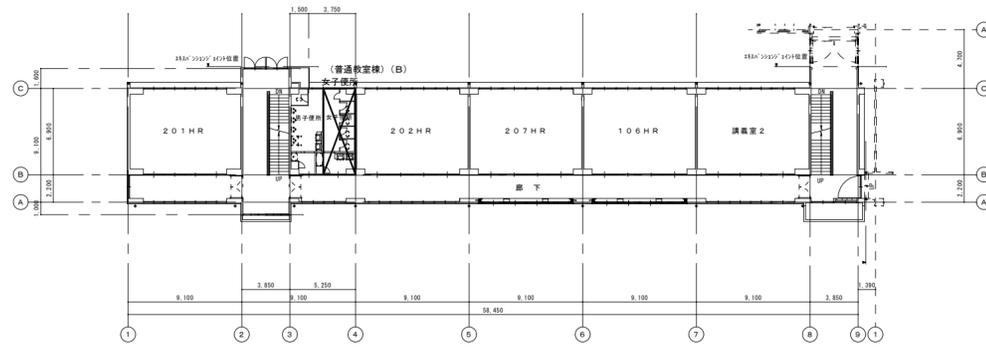
徳島県教育委員会施設整備課	 (株)上久保設備設計 代表取締役 上久保 哲治 〒771-0135 徳島市川内町平石若松62-10 TEL 088-665-2713 FAX 088-665-2713	設 計	担 当	縮 尺	工 事 名 称	図 面 番 号
				NON	R4城西高等学校 トイレ洋式化改修工事	W-02
				設計年月日	図 面 名 称	管工事仕様書（2）



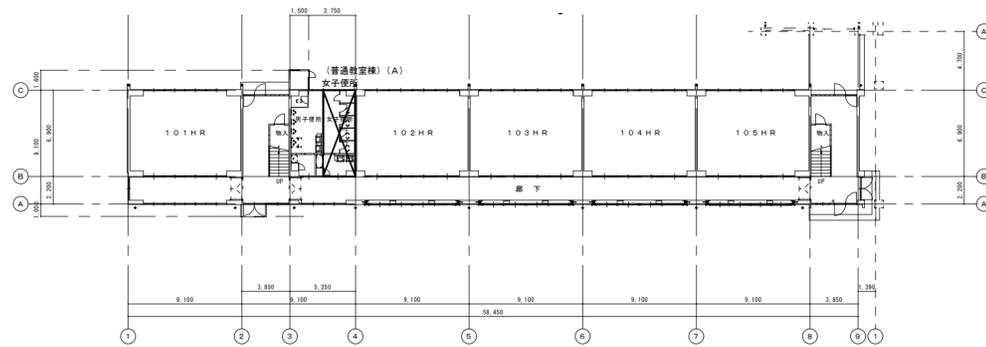
▨ 工事場所を示す



3階平面図 1/400

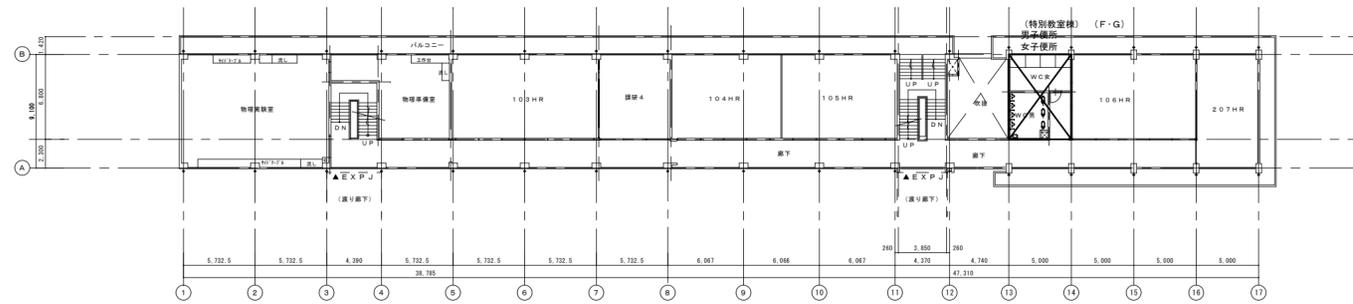


2階平面図 1/400

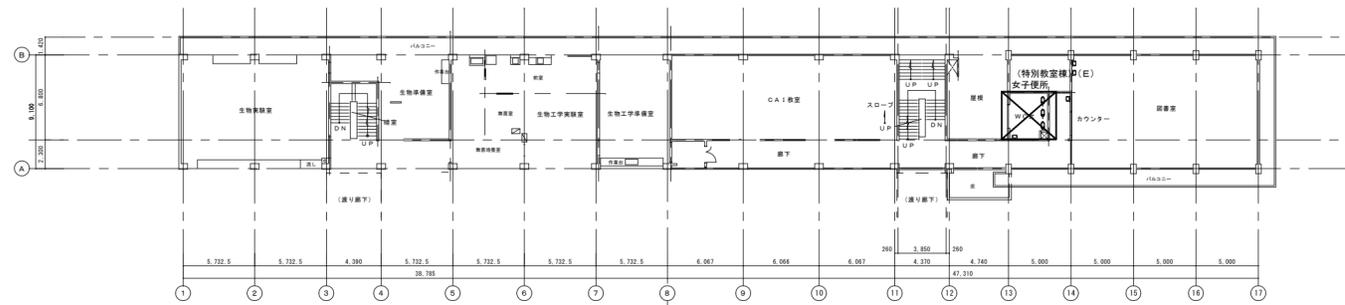


⊠ 工事場所を示す

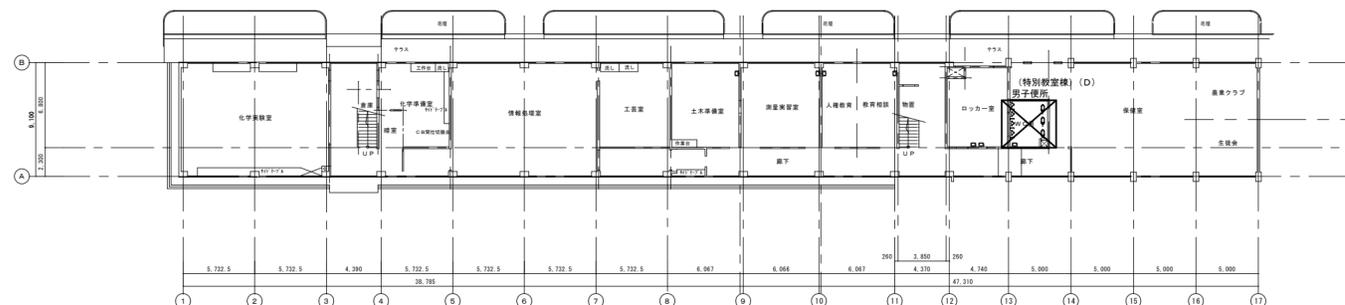
1階平面図 1/400



3階平面図 1/400



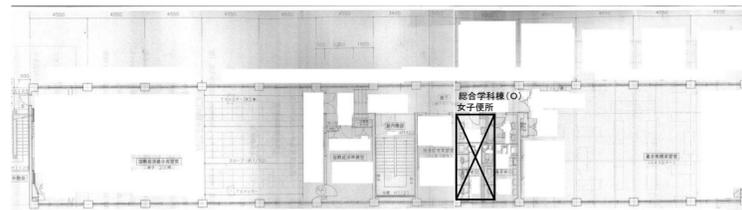
2階平面図 1/400



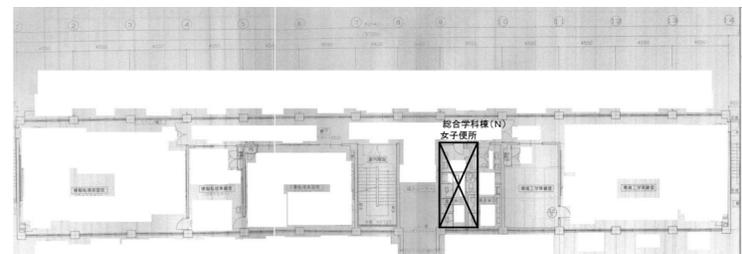
1階平面図 1/400



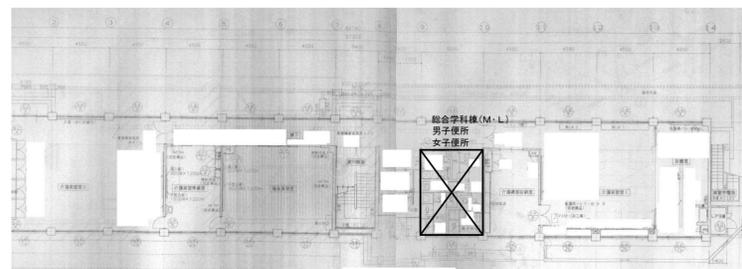
✕ 工事場所を示す



3階平面図 1/400



2階平面図 1/400

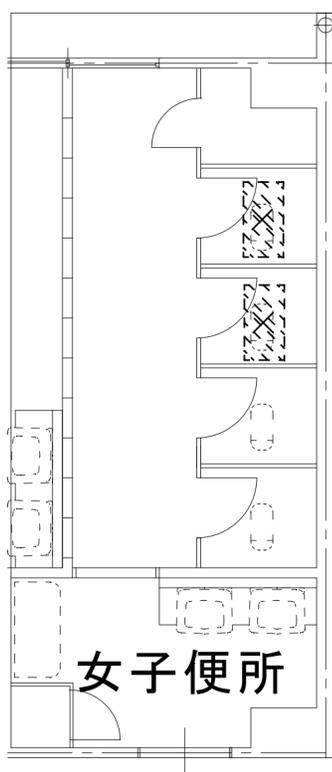


⊠ 工事場所を示す

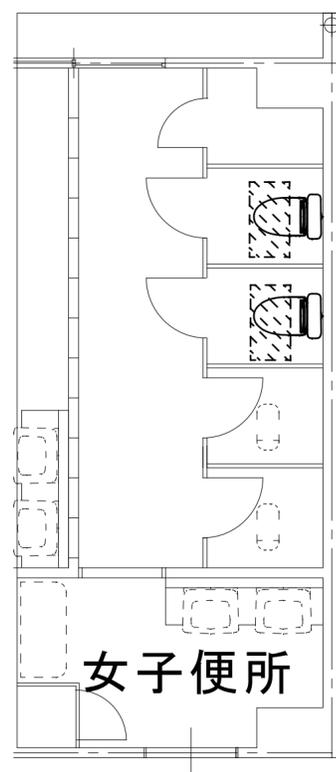
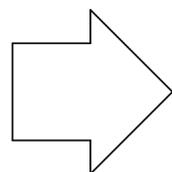
1階平面図 1/400

撤去器具リスト

名称	型式	普通教室棟			合計
		1階女子便所	2階女子便所	3階女子便所	
和風大便器 (FV)		2	2	2	6



和洋リモデル工法
3階女子便所 (× 2)
2階女子便所 (× 2)
1階女子便所 (× 2)



(改修前)
平面詳細図 1/50

普通教室棟(A・B・C)
1～3階女子便所

(改修後)
平面詳細図 1/50

普通教室棟(A・B・C)
1～3階女子便所

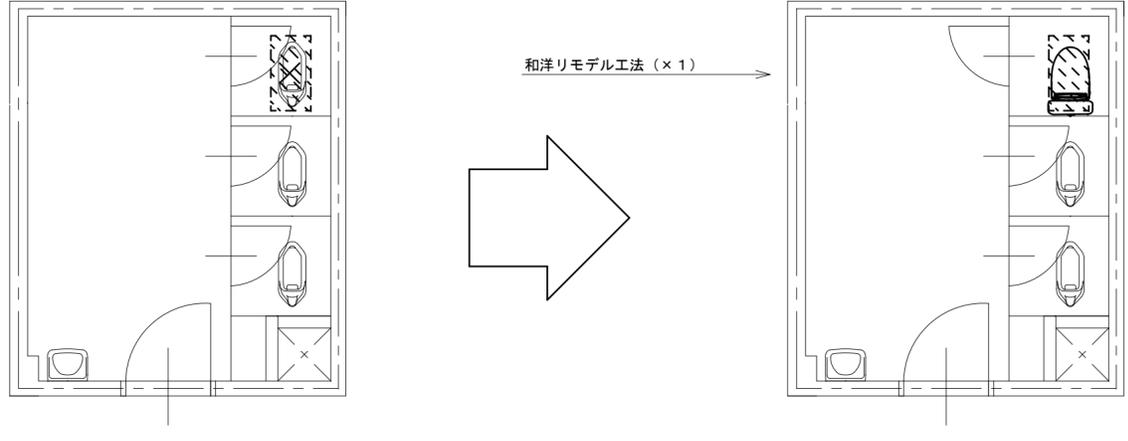
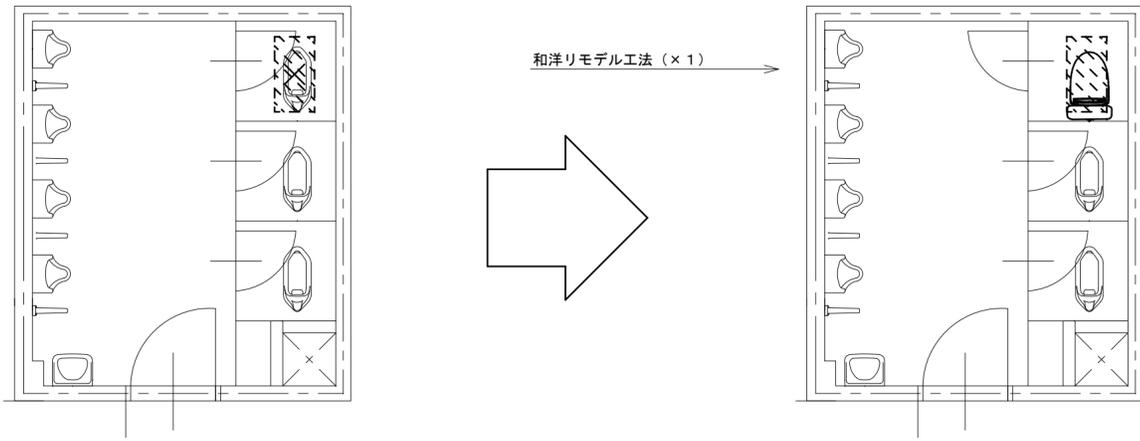
- 注記 1) ×印は、撤去を示す
2) 便所の床仕上げは、50[□]磁器質タイル張りとする

撤去器具リスト

名称	型式	特別教室棟		合計
		1階男子便所		
和風大便器 (FV)		1		1

撤去器具リスト

名称	型式	特別教室棟		合計
		2階女子便所		
和風大便器 (FV)		1		1



(改修前)
平面詳細図 1/50
特別教室棟(D)
1階男子便所

(改修後)
平面詳細図 1/50
特別教室棟(D)
1階男子便所

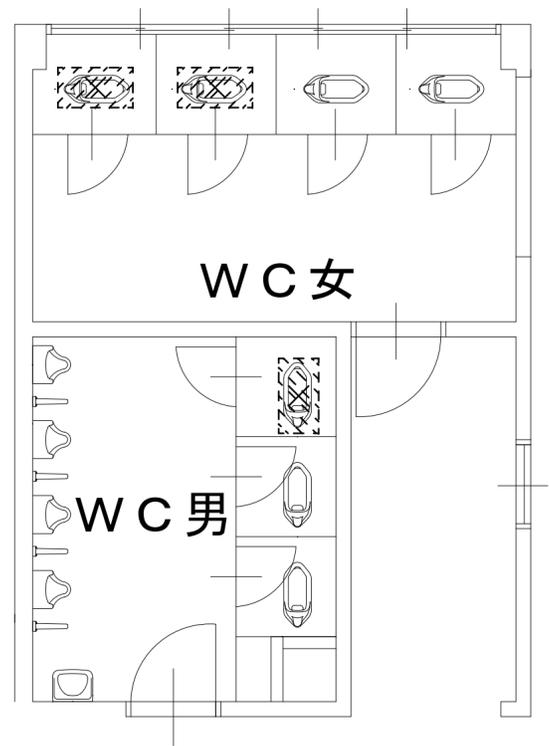
(改修前)
平面詳細図 1/50
特別教室棟(F)
2階女子便所

(改修後)
平面詳細図 1/50
特別教室棟(F)
2階女子便所

注記 1) ×印は、撤去を示す
2) 便所の床仕上げは、50[□]磁器質タイル張りとする

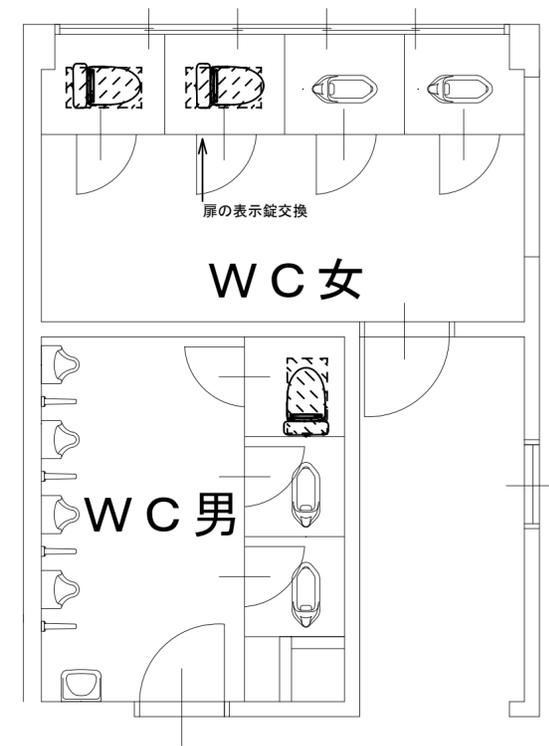
撤去器具リスト

名称	型式	特別教室棟		合計
		3階男子便所	3階女子便所	
和風大便器 (FV)		1	2	3



(改修前)
平面詳細図 1/50
特別教室棟 (F・G)
3階男子女子便所

和洋リモデル工法 (×3)

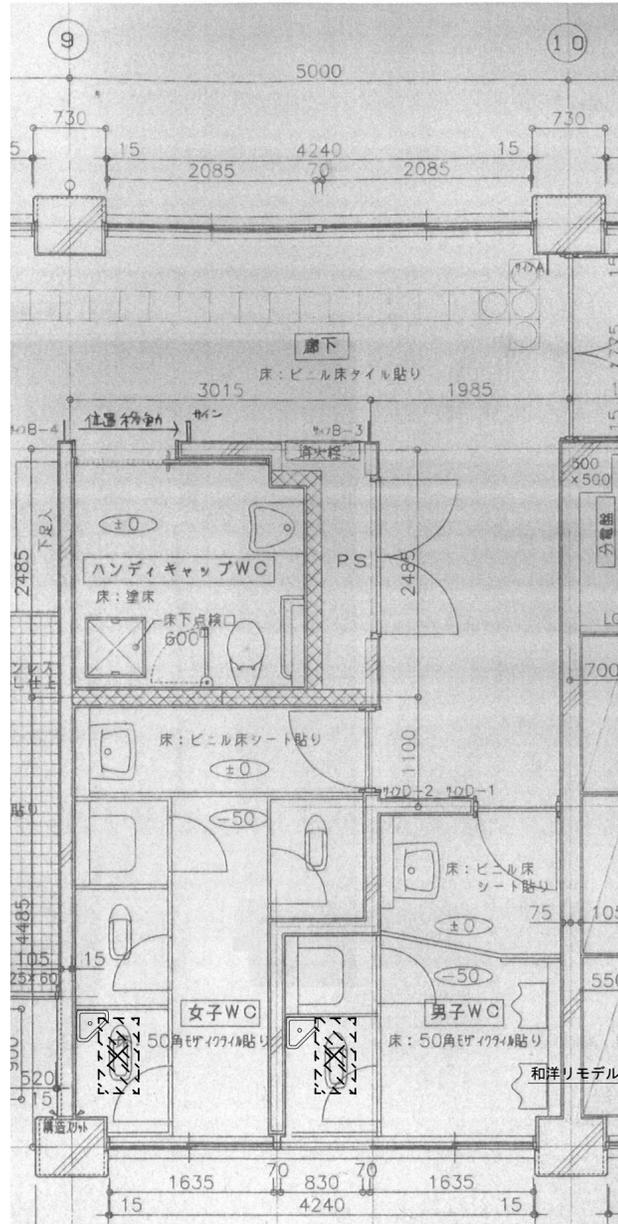


(改修後)
平面詳細図 1/50
特別教室棟 (F・G)
3階男子女子便所

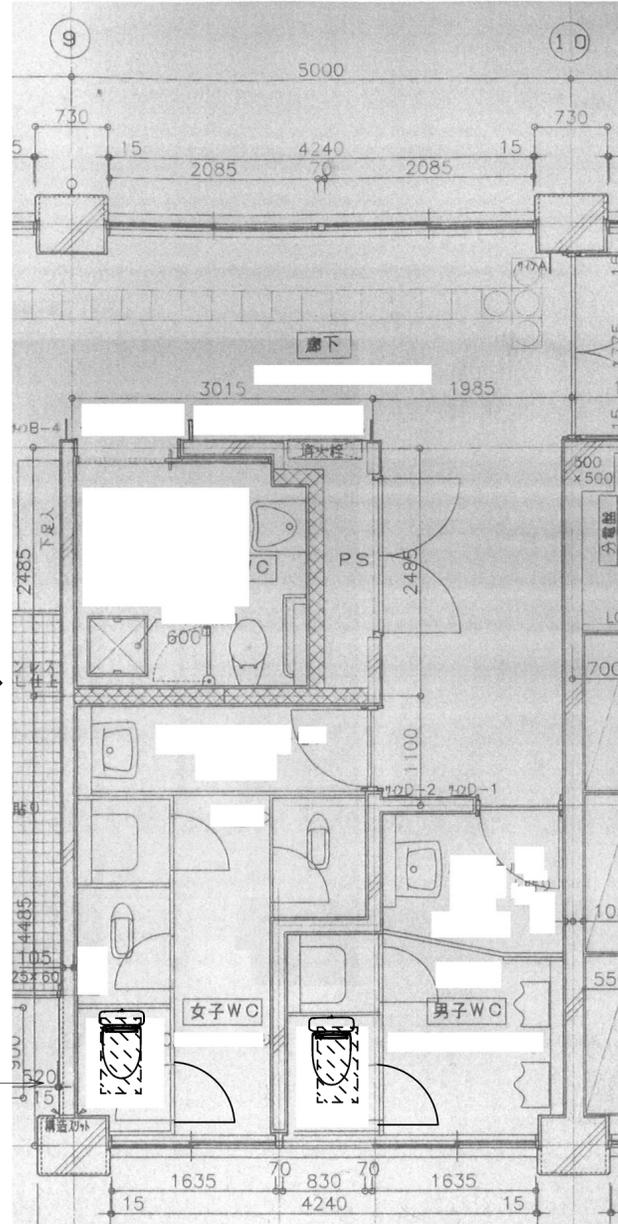
- 注記 1) X印は、撤去を示す
2) 便所の床仕上げは、50[□]磁器質タイル張りとする

撤去器具リスト

名称	型式	総合学科棟		合計
		1階男子便所	1階女子便所	
和風大便器 (ロータック)		1	1	2



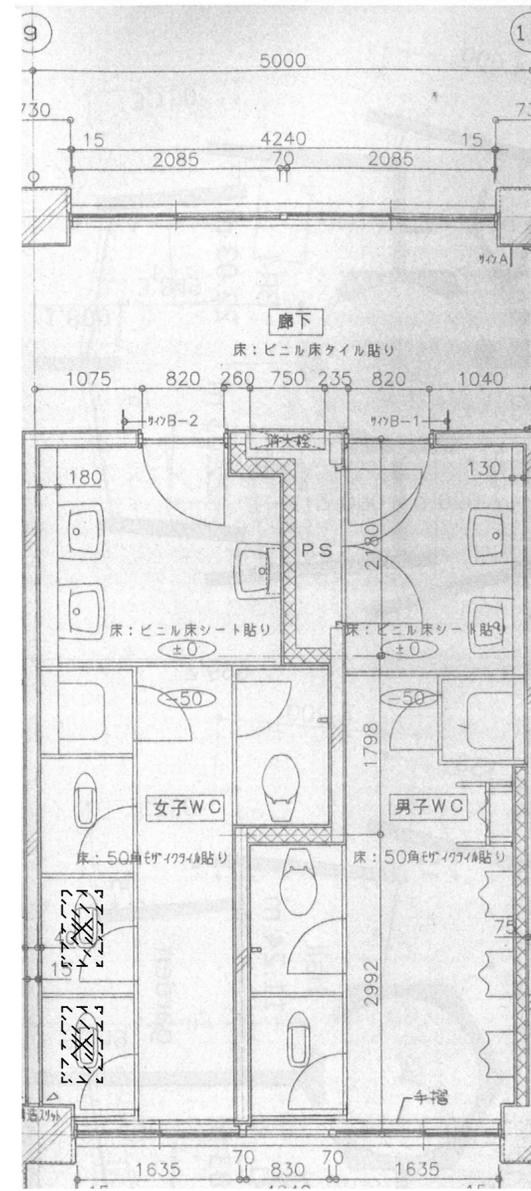
(改修前)
平面詳細図 1/50
総合学科棟 (L・M)
1階男子女子便所



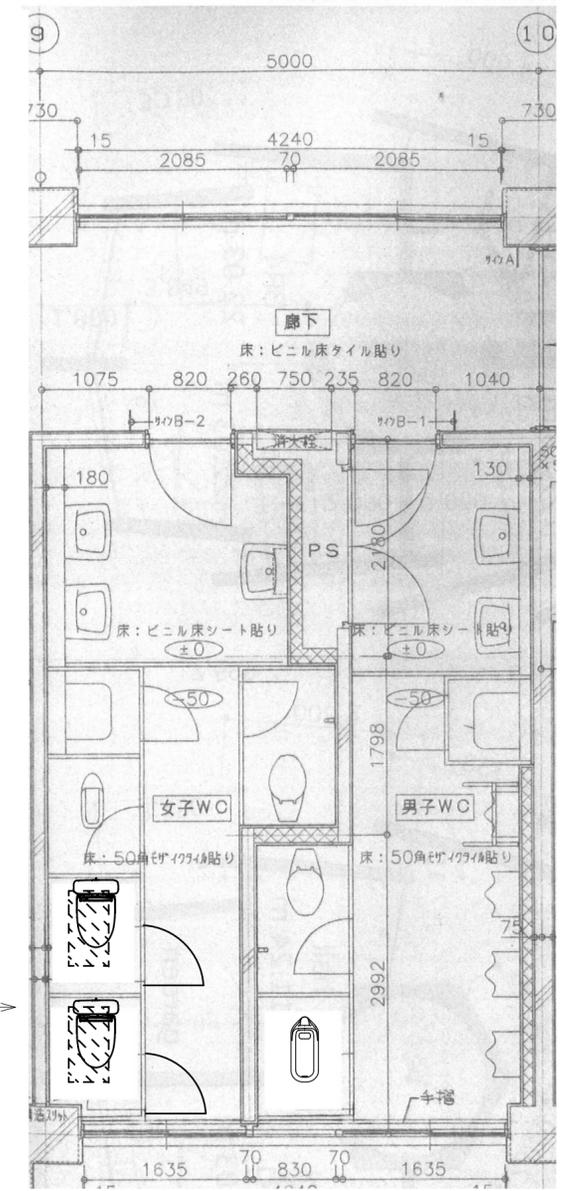
(改修後)
平面詳細図 1/50
総合学科棟 (L・M)
1階男子女子便所

撤去器具リスト

名称	型式	総合学科棟		合計
		2階女子便所	3階女子便所	
和風大便器 (FV)		2	2	4



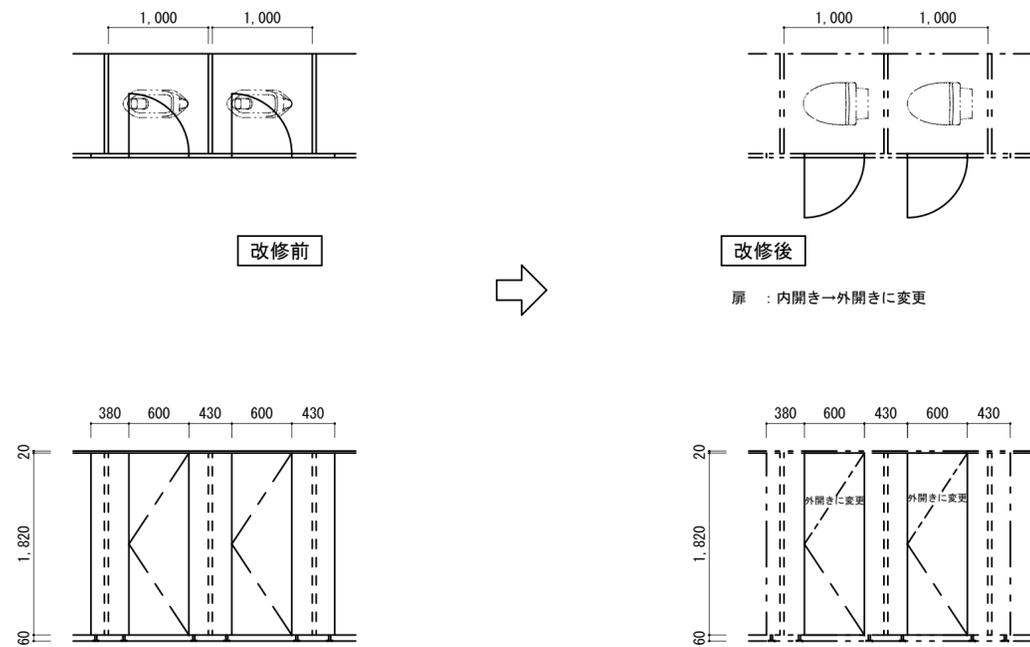
(改修前)
平面詳細図 1/50
総合学科棟 (N・O)
2~3階女子便所



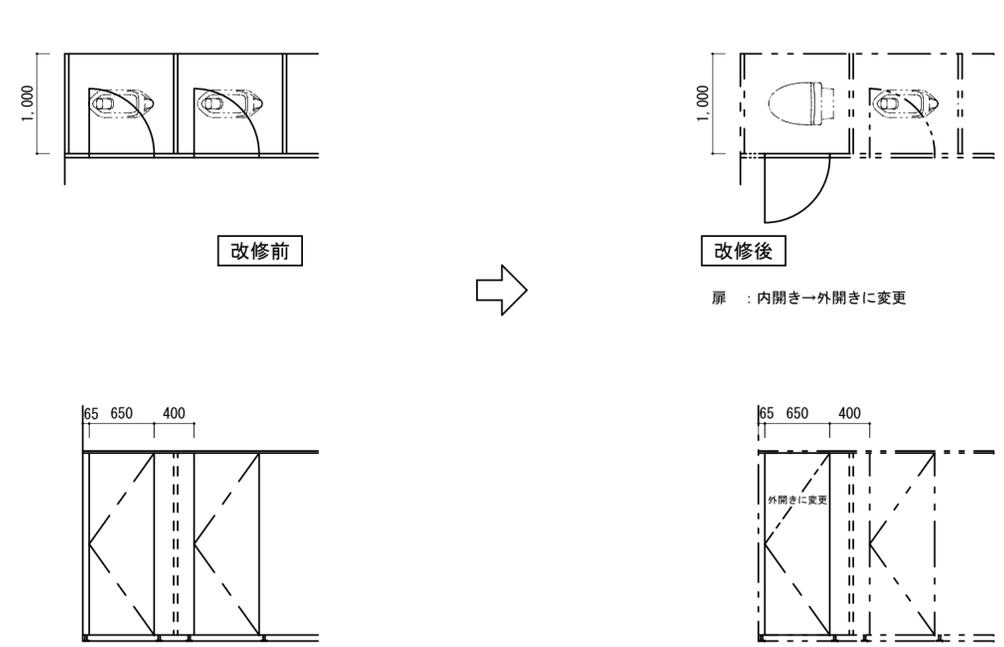
(改修後)
平面詳細図 1/50
総合学科棟 (N・O)
2~3階女子便所

注記 1) ×印は、撤去を示す
2) 便所の床仕上げは、50[□]磁器質タイル張りとする

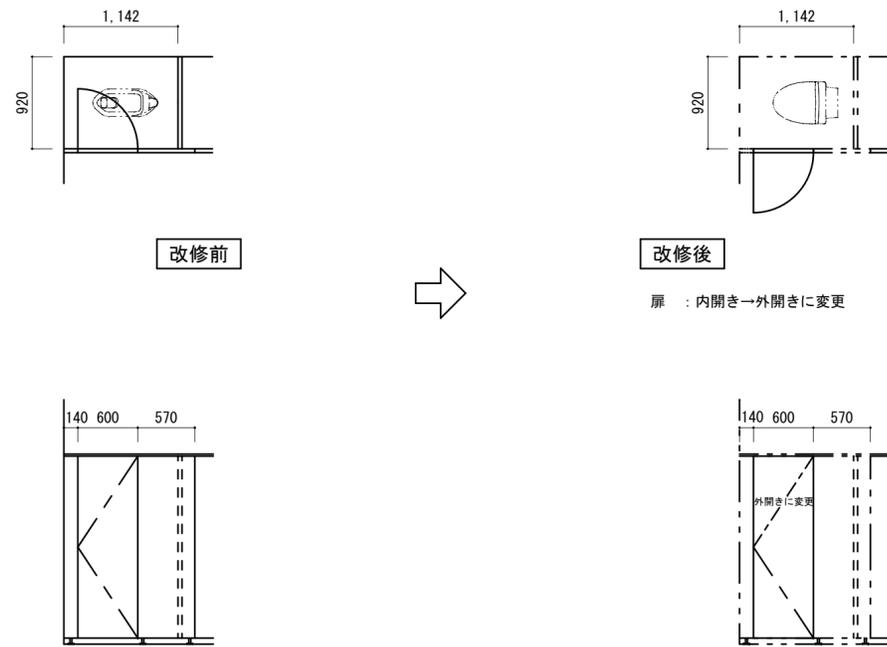
普通教室棟 女子WC 1～3F (A. B. C) 各2ヶ処



特別教室棟 男子WC 1F (D)・女子WC 2F (E) 各1ヶ処



総合学科棟 男子WC 1F (L)・女子WC 1F (M) 各1ヶ処



総合学科棟 女子WC 2F (N)・3F (O) 各2ヶ処

